公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則 (平成15年細則(調)第8号) に基づき下記のとおり公示します。

2024年9月25日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事

記

- 1. 公示件名:ナウル国 ICT サービス提供改善プロジェクト
- 2. 競争に付する事項:企画競争説明書第1章1. のとおり
- 3. 競争参加資格:企画競争説明書第1章3. のとおり
- 4. 契約条項: 「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
- 5. プロポーザル及び見積書の提出: 企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
- 6. その他:企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称:ナウル国ICTサービス提供改善プロジェクト

調達管理番号: 24a00625

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法 (企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年9月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年9月25日 独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1)業務名称:ナウル国ICTサービス提供改善プロジェクト
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される 業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課 税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。 (全費目不課税)

(4) 契約履行期間(予定): 2024年12月~2026年11月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、 業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5)前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1)第1回(契約締結後):契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降):契約金額の20%を限度とする。

(6) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- 1) 2024年度(2025年2月頃)
- 2) 2025年度(2026年2月頃)

2. 担当部署 日程等

(1)選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 STI・DX室

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年10月1日 12時
2	企画競争説明書に対する質	2024年10月2日 12時
	問	
3	質問への回答	2024年10月7日
4	プロポーザル等の提出用フ	プロポーザル等の提出期限日の
	ォルダ作成依頼	4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロ	2024年10月11日 12時
	ポーザル等の提出期限日	
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2024年10月23日
8	技術評価説明の申込日 (順位	評価結果の通知メールの送付日の翌日か
	が第1位の者を除く)	ら起算して7営業日以内
		(申込先:
		https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM)
		※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2024年4月)」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件

- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者と します。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、 プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表 者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めませ ん。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」に示される手順に則り依頼ください(依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3)日程」参照)。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

・第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限
 - 1)提出期限:上記2. (3)参照
 - 2) 提出先 : https://forms.office.com/r/kL2hKuw7SX
- 注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

6. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:上記2. (3)参照
- (2)提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の 受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023 年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- 1) プロポーザル・見積書
 - ① 電子データ(PDF)での提出とします。
 - ② 上記2. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
 - ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_(法人名)」)
 - ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの 提出ができなくなりますので、ご注意ください。
 - ⑤ プロポーザル等は<u>パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納</u>ください。
 - ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF_にパスワード を設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- (3)提出先
 - 1) プロポーザル

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書(本見積書及び別見積書)
 - ① 宛先:e-koji@jica.go.jp
 - ② 件名: (調達管理番号) (法人名) 見積書

[例:24a00625_〇〇株式会社 見積書]

- ③ 本文:特段の指定なし
- ④ 添付ファイル: 「24a00625 〇〇株式会社 見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- ⑦ 別見積については、「第3章4. (3)別見積について」のうち、1)の 経費と2)~3)の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにし

てください(ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします)。

3)別提案書(第3章4. (2)に示す上限額を超える提案)がある場合 GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4)提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書(第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」 技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。 (URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず(プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします)、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・ 斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点(若手育成加点有の場合は加点後の評価点)について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記2. (3)日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考 を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書IIとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

【JICAが主な活動レベルまでを提示する場合】

○ 応募者は、本特記仕様書案に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録 (以下、「R/D」)で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果 的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してく ださい。

【JICAが活動の詳細まで規定する場合】

□ 応募者は、本特記仕様書案に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録 (以下、「R/D」)で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあ たっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザル にて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書案を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書案での該当条項
1	効率的な国内光ファイバー網の設計・設	第3条 2. (4)3)、4)及び5)
	定・導入のための留意事項	
2	EMC事業、通信セクター及び他開発機関	第3条 2. (2)(3)及び
	の活動状況を踏まえた、変化する状況下	(5)
	での関係者との情報共有及び連携方法	
3	機材購入において確認・合意すべき事項	第3条 2. (4)5)及び(6)

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書案の記載内容と異なる内容の提案も 認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せ てその優位性/メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
- ① 特殊傭人費(一般業務費)での傭上。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も 含む) (第3章「2.業務実施上の条件」参照)。
- ③ 共同企業体構成員としての構成(法人)(第1章「3.競争参加資格」参照)。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書案記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ▶ □ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書案に加えて、詳細計画策定調査 報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書案

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

·詳細計画策定調査実施時期:2024年4月

·RD署名:2024年7月15日

図別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書案」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書案」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項 別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 実施体制

- 1) 本案件のカウンターパート(以下「C/P」という。)は、公的機関向け国内通信網や共通サーバー等の管理・サポートを担うICT省と、陸揚局にて海底ケーブルの保守運用及び国内通信事業者への再販業務を担う公社のNauru Fiber Cable Cooperation(以下「NFCC」という。)である。プロジェクトのProject DirectorはICT省次官となるが、C/Pは「成果1」についてはNFCC、「成果2」「成果3」についてはICT省となる。
- 2) ICT 省は26名体制(2024年4月)であり、うち12名が技術スタッフである(うち女性は1名)。国内光ファイバー網の敷設や補修、サーバー管理・ネットワーク管理等を担当する技術者はいるが、サイバーセキュリティに関する担当者は空席となっている。
- 3) NFCC は、現時点では海底ケーブルが存在しないため、組織としては数名のみが在籍しており、技術者は不在。2025 年 4 月の陸揚局完工(陸揚局の工事は後述の「(2)日米豪連携事業との関係」で説明する東部ミクロネシア海底ケーブル事業にて実施)に合わせた人員配置を予定しており、技術スタッフ、会計、総務等

のスタッフ 10 名弱を 2024 年 10 月頃までに配置するための要員計画が作成されている。(後述の(2)日米豪連携事業との関係も参照)

4) 本案件での日本側の実施体制については、本契約が中心となるが、その他サイバーセキュリティ関連の JICA 課題別研修²への参加を予定している。

(2) 日米豪連携事業との関係3

1) 本案件は日米豪連携で実施中の東部ミクロネシア海底ケーブル(East Micronesian Cable)事業(以下「EMC事業」という。)⁴に付随し、相手国政府 のうちナウルへの技術協力を実施するものである。

EMC事業では、プロジェクトコーディネーションユニット(以下「PCU」という。)が豪州と契約し事業全体の取りまとめを担当しており、日米豪及び相手国政府関係者を含め、関係者間の情報共有・進捗管理等を実施している。EMC事業の海底ケーブル部分は日本電気株式会社(以下「NEC」という)が受注し、施工を行っている。

- 2) 本案件は、EMC 事業にて整備される資機材が前提となるため、EMC 事業側のスケジュールを踏まえた活動の計画・実施が必要となる。現時点では、ナウルの陸揚局の完工時期は 2025 年 4 月、海底ケーブル敷設の完工時期は 2025 年 10 月を想定している。なお、NFCC は陸揚局完工に合わせた体制整備を行っており、ICT 省は海底ケーブル敷設完工までに公的機関向けの国内光ケーブル網の敷設・設定を完了させることを目指している。
- 3) 前述の通り、本案件は EMC 事業側のスケジュールを踏まえて進める必要があるため、事業全体の取りまとめを担当する PCU に対しては、陸揚局や海底ケーブル敷設の完工時期の確認及び事業の活動計画・進捗について随時確認を行うとともに、本案件の活動計画・進捗の情報共有が必要となる。
 - (3) ナウル国内の通信セクターの状況を意識した活動の見直しの可能性 ナウルでは新たな通信事業者の登場により通信市場が大きく変化しつつあることが確認されている。スターリンク社のサービスが広まりつつあり、従来から国

² JICAのウェブサイトを参照(https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/summary/lineup.html)

³ 受注者は、EMC事業の日本担当部分の実施者としてC/P及びPCU等のプロジェクト関係者と継続的な情報共有を行う役割が期待される。本業務の業務計画は、陸揚局の完工や海底ケーブルの完工のタイミング等、EMC事業の進捗にも影響されることから、柔軟かつ適切に業務推進するための業務管理及び体制についてプロポーザルで提案してください。

⁴ 東部ミクロネシア海底ケーブルプロジェクトは、ナウル、ミクロネシア連邦、キリバスの3か国に新規に海底ケーブルを敷設し、既設の海底ケーブル(HANTRU-1)に接続し、より速く高品質で信頼性の高い安全なインターネット接続の実現を目指している。詳細については同事業ウェブサイト

^{(&}lt;a href="https://www.eastmicronesiacable.com/">https://www.eastmicronesiacable.com/) 及び外務省ウェブサイト

内で事業展開しているDigicel社とインターネットサービス提供において競合している。本年中に新規設立される企業の参入も見込まれ、他国もナウルの通信市場への関与を検討しているとの情報もあり、プロジェクト開始後もナウルの通信セクターを取り巻く状況は変化していくことが想定される。後述の(5)他開発協力機関との連携・協調で触れられている通り、現在PCUはNFCCに対してビジネスプランの策定・改定の協力を実施しており、通信セクターの状況はビジネスプランに影響することが見込まれる。活動1-2もこれに影響されうるが、PCUとの調整や追加依頼が出てくる可能性もある。このような場合に備えて市場の変化を捉えるよう努め、その上でNFCC及びPCUと連携していくことが望ましい。必要に応じて、関係者との確認・合意の上、契約変更等も含めた活動変更の提案も行うこと。

(4) 技術研修の実施

1) 成果 1 のため陸揚局の技術者を対象に海底ケーブルの保守・管理能力強化を目指 す活動 1-1「ネットワーク及びファイバーケーブル管理に関する技術的研修」に ついては、当初契約に含まないものとする。

海底ケーブルの保守・管理について、海底ケーブル完工前にEMC事業の受注者となるNECから一度同様の研修が実施されることが予定されており、本案件においては、本研修は完工後一定期間後に再度同様の研修を行う「リフレッシャー研修」という位置づけとなる。

時期はケーブル完工後の2026年の第2四半期~第3四半期を想定しており、キリバス関係者と共同で行うことが想定されている。キリバス側での実施予定が確認できた段階にて、必要に応じて、当該活動については契約変更にて追加を行う。

2) 活動 1-2「事業運営に関するアドバイス」では NFCC に対する陸揚局運営のための助言・指導を想定している。対象は技術者のみでなく、NFCC の財務・総務・経理等の運営全体を対象とし、NFCC がこれから事業を運営していくにあたり必要となるビジネス運営能力強化を目的としている。

活動1-2は主にフィジー等、大洋州島嶼国にて陸揚局や同様の役割を担う通信事業者(フィジーの陸揚局を運営するTelecom FijiまたはFINTEL等を想定)等への訪問、ナウルへの派遣を通じた研修を想定しており、受注者には当該活動の企画、提案、アレンジ、ファシリテーションが期待される。本活動に係る通信事業者を通じた研修は定額計上金額の範囲内にて現地再委託の形での実施することを想定している。

ただし、(3)記載の通り、ナウル国内の通信セクターの状況が流動的な状況 にあるため、必要に応じて、関係者合意の上、活動自体の見直しを行うものとす る。

- 3) 成果 2 における活動 2-3「計画に沿った技術研修の実施」では ICT 省向けの技術 研修を想定しており、ICT 省が所掌する ICT 機材を適切に管理するための一般的 な ICT 技術 (ネットワーク管理・サーバー管理) にかかる研修を想定している。 活動 2-3 は必要に応じて、受注者による現地指導に加え、定額計上金額の範囲内 にて周辺国を含む研修事業者への現地再委託を認める。
- 4) 成果 2 の活動 2-4 及び 2-5 に関して、ICT 省は現在国内光ファイバーを有しており、ICT 省自身にて国内光ファイバー網の敷設(架空・埋没)・修理を実施しており、島内循環する形での物理敷設も自身で行う見込みとなる。一方で、ネットワークレイヤー2 レベルでの構成となるが、論理設計・設定等が十分に出来ておらず、当設備の利用の最大化に至っていない、そのため、主に通信ネットワークに関する論理設定・ネットワーク設計に関する支援が重要視されている。ICT 省の職員がプロジェクト完了後も国内ファイバーケーブル網の保守・管理及び拡充を実施できる状態になることが求められる。
- 5) 成果 2 における活動 2-4 では、国内光ファイバー網に対するネットワーク設計の 支援として、受注者によるオンザジョブトレーニングの形で実施することを想定 している。活動 2-5 ではそのネットワーク設計に従い、定額計上金額の範囲内で の機材供与を行うものとする。
- 6) 成果3にかかる、活動3-2「ICT省向けのサイバーセキュリティ研修」に関しては、JICA課題別研修⁵(「サイバー攻撃防御演習」及び「サイバーセキュリティ対策強化のための国際法・政策能力向上」への参加を想定している。 受注者は、参加対象の研修員の選定への支援が期待されており、後述の(5) 他開発機関との連携・協調のとおり、ICT省の研修参加実績を踏まえた候補者検討をC/Pと共に行うこと。

(5) 他開発協力機関との連携・協調6

ICT省は国際電気通信連合(International Telecommunication Union, ITU)、アジア開発銀行(ADB)等の複数の開発協力機関との活動実績・計画があることが確認されている。本案件実施期間中の活動についても一部機関によるICT省に対する協力が検討されているが詳細は未定とされている。豪州等の関係機関からも、技術研修の提供等の実績もあるため、ICT省に対する協力予定の詳細について確認を行い、必要に応じて本事業の説明や、情報収集、意見交換等を行い、活動内容

⁵ JICAのウェブサイトを参照 (https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/summary/lineup.html)

⁶ 受注者は、特にICT省に対して協力を検討している開発機関とも継続的な情報共有を行う役割が期待される。 既存協力の成果を活用し協力内容の重複を避ける等、対象国及びC/Pにとってより開発効果の高い活動を実施で きるよう、援助協調の方針と方法についてプロポーザルで提案してください。

の重複を避け可能な連携の検討を行うこと。

NFCCに対しては、現在PCUがビジネスプランの策定・改定の協力を行っており、当該内容を踏まえた活動1-2に関する追加の依頼が来る可能性がある。活動の追加・変更が予見される場合には、JICA本部と相談の上、追加可否について協議を行うこと。追加が必要と判断された場合には、関係者確認・合意の上、契約変更にて業務追加を行うこととする。

サイバーセキュリティ分野では、アメリカ合衆国国際開発庁(USAID: United States Agency for International Development)、Oceania Cyber Security Center(OCSC)、ITUとの活動実績が確認されている。また、2025年2月に総務省が大洋州地域に向けて実施した実践的サイバー防御演習(CYDER: Cyber Defense Exercise with Recurrence)にICT省からも参加した実績がある。特に、ITUとの協力についてCybersecurity Capacity Maturity Model(CCMM)レビュー⁷が実施済となっている。

(6) 想定される機材購入の内容8

国内光ファイバー網の拡充にあたり機材へのニーズも確認されている。光ケーブル自体は十分な予備があることが確認されているが、ネットワーク機器については本案件にて購入・提供を想定している。これは定額計上の範囲内とし、同金額内で現地渡航時に詳細を確認し購入対象の機材・スペック・数量等を決定する。現時点では、設置場所(電源含む)はナウル側での準備・提供を想定している。もし電源等の工事の対応が本契約内にて必要となる場合、C/P及びJICAと協議の上契約変更を行う。

(7) ナウル側からの支援

案件実施のためにナウル関係機関間の調整になる場合、ICT省は支援を行うことに同意している。また、技術支援が必要な土地や現場へのアクセスについても、ICT省から問題ない旨、確認が済んでいる。

⁷ CCMM(Cybersecurity Capacity Maturity Model for Nations)はOxford大学が開発したサイバーセキュリティを評価する指標の一つである。国際電気通信連合(International Telecommunication Union, ITU)が数年毎に発表するGCI(Global Cybersecurity Index)が代表的な指標であるが、CCMMは継続して評価がなされるわけではない。

⁸ 受注者は、ICT省と確認・合意して調達選定・調達を進める必要がある。これについてC/Pと事業内で確認・合意していくべき事項について、プロポーザルで提案してください。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

- (1) プロジェクトの活動に関する業務
 - ① 成果1に関わる活動

活動1-1:ネットワーク及びファイバーケーブル管理に関する技術的研修

第3条2. (4) 1)の通り、活動1-1については、NEC社によるリフレッシャー研修の実施を予定しており、当初契約には含まれないものとする。

活動1-2:事業運営に関するアドバイス

活動の想定規模は下記の通り。

目的	プロジェクトの目的・成果1の達成を支援するための事業
	運営アドバイスを目的とした研修の実施
実施回数	2回程度
対象者	NFCC関係者
参加者数	4名程度/回(C/Pと議論の上決定)
開催期間	約7日/回
実施場所	ヤレン市内及びナウル国内ないし、大洋州国(フィジー・
	スバ)
実施形態	対面

② 成果2に関わる活動

活動2-1:スキルギャップ評価

活動2-2:研修計画の立案

活動2-3:計画に沿った技術研修の実施

活動2-4:ナウル国内光ファイバー網設計への支援

活動2-5:国内ファイバーネットワーク導入のための研修

研修の想定規模は以下のとおり。

目的	プロジェクトの目的・成果2の達成を支援するための技術
	研修(ネットワーク管理・サーバー管理)の実施

実施回数	1回程度		
対象者	ICT省の技術スタッフ		
	ただし、活動1-1に関連し、ネットワーク技術等に関して		
	NFCCからの参加が求められる場合は、先方と協議の上、参		
	加を可能とする。		
参加者数	10名程度/回 (C/Pと議論の上決定)		
開催期間	約7日/回		
実施場所	ヤレン市内及びナウル国内ないし、大洋州国		
実施形態	対面ないしオンライン		

なお、国内光ファイバー網のネットワーク設計や設定についての助言・指導は、本 受注者が現地にて、直接C/Pに指導・助言を行うことを想定している。

③ 成果3に関わる活動

活動3-1:参加対象の研修及び研修員の選定

活動3-2:サイバーセキュリティ研修の実施

下記(2)本邦研修・招へいの通り、本邦研修・招へいを本契約の業務に含めて実施することは想定していない。成果3では、JICAの実施する課題別研修(「サイバー攻撃防御演習」及び「サイバーセキュリティ対策強化のための国際法・政策能力向上」を想定)への上乗せという形で国別研修を実施することを想定しており、契約に含める業務範囲は活動3-1のみとなる。

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

□ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する(発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠)

(3) その他

- ① 収集情報・データの提供
 - ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ(一次データ)、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法(Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等)で、適時提出

する。

▶ 調査データの取得にあたっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象 国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注 者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出 する。

② ベースライン調査

- □ 本業務では当該項目は適用しない。
- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- ➤ 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の 上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際 にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

- 図 本業務では当該項目は適用しない。
- □ 本業務では以下の対応を行う。
- ④ C/P のキャパシティアセスメント
- □ 本業務では当該項目は適用しない。
- ▶ 受注者は、人材育成の対象となる C/P に対し、現状の各成果に係る個人の業務経験や能力レベルの詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

- □ 本業務では当該項目は適用しない。
- ▶ プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- ▶ 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠 組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意

を得る。

6)	環境社会配慮に	儑	る	調	杳
(U)		ハハ	٠ω	ᄜ	ᆂ

- 本業務では当該項目は適用しない。
- □ 本業務では以下の対応を行う。
- ⑦ ジェンダー主流化に資する活動
- 本業務では当該項目は適用しない。
- □ 本業務では以下の対応を行う。
- ▶ 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- ▶ 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』 (特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」)に則り、実施する。

案件概要表の通り、ICT基盤の運用能力向上を目的とするため、ジェンダー主流化にかかる活動は想定されていないものの、男性参加者中心の研修としないよう、可能な範囲で女性スタッフの研修参加の推奨を実施する等、ジェンダー配慮について検討する。

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン	業務開始から第1回現地	英語	電子データ	1部
	渡航前まで			
モニタリングシ	業務開始から半年毎	英語	電子データ	1部
− ⊦				
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	5部
(最終成果品)				
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語	製本	5部
(最終成果品)				
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語・英	CD-R	日本語・英語
(最終成果品)		語		各5部

第5条 報告書等

1. 報告書等

□ 本業務は、各期それぞれに作成する。

- ▶ 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- ▶ 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量(部数)は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

- 業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフト を作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- ▶ 本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、収集資料リスト を添付して、発注者に提出する。
- ▶ 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1)業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- (4) プロジェクト実施体制(JCCの体制等を含む)
- ⑤ PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画 (WBS: Work Breakdown Structure 等の活用)
- ⑧ 要員計画
- 9 先方実施機関便宜供与事項
- ⑪ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書(及び業務進捗報告書)

- プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- ② 活動内容(PDMに基づいた活動のフローに沿って記述)
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- 4) プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言(業務完了報告書の場合)もしくは次期活動計画(業務進捗報告書の場合)

添付資料(添付資料は作成言語のままでよい)

- (ア)PDM (最新版、変遷経緯)
- (イ)業務フローチャート
- (ウ) WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画(最終版)
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績(実施した場合)
- (キ)供与機材・携行機材実績(引渡リスト含む)
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 研修資料
- (2) ネットワーク設計関連資料

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に 提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者 に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画(WBS 等の活用)
- (4)活動に関する写真

第6条 再委託

	太業務では	再委託を想定し	ていた	$I(1)^9$
		一丁女して心たし	J C 0 ''	

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を認める。

再委託を認める契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	第2章第4条2.本業務にか	合計2回	2回	定額計上
	かる事項「(1)プロジェク	4名/回を想定。		
	トの活動に関する業務」	スタッフは主に経理・		
	「①成果1に関わる活動」	総務スタッフを想定。		
	「活動1-2 事業運営に関			
	するアドバイス」			
1	第2章第4条2.本業務にか	合計1回程度	1回	定額計上
	かる事項「(1)プロジェク	10名程度/回、7日程度/		
	トの活動に関する業務」	回(C/Pと議論の上決		
	「②成果2に関わる活動」	定)		
	「活動2-3 計画に沿った			
	技術研修の実施」			

第7条 機材調達

ı	太業務では、	機材調達を想定し	ていない。
	インペーン しょうく		/ C U . D U .

☑ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

□ 受注者は、本プロジェクトにおいて発注者が調達する以下の機材について、以下の支援業務を行う。

① 入札図書作成支援業務

(ア)基本的仕様(参考銘柄を含む)の発注者への提案。仕様は発注者が決定する。

(イ)発注者が予定価格を決定するための参考銘柄の見積価格(付帯費用を含

⁹ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

む輸送費・据付費用を含む)の収集及び発注者への提出。

- (ウ)入札図書案(発注者が決定した仕様に基づく仕様書、契約書案、輸送・ 据付の条件等を含む)の作成と発注者への説明・提出。配布用入札図書 は発注者が作成する。
- (エ)応札予定者からの質問に対する回答案の作成と発注者への説明。応札予 定者への回答は発注者が行う。

② 入札会支援業務

- (ア) 入札会への立ち合い
- (イ) 入札結果評価報告書(案)の作成、発注者への提出。発注者は入札 結果評価報告書(案)を最終化し落札者を決定する。

③ 検査支援業務

- (ア)発注者立会いのもと検品(品目、数量、仕様の照合、不具合の有無を確認)
- (イ) 据付作業の監理
- (ウ)発注者立会いのもと試運転及び試運転結果の確認 (不具合の有無を確認)

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	-国内通信	国内通信網の拡充において効率化	1式	供与機材	定額計上
	網用ネット	なネットワーク設計に必要な機器			
	ワーク機器	一式。			
		C/Pと議論の上決定すること。			

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国 名:ナウル共和国(ナウル)

案件名:ICTサービス提供改善プロジェクト

The Project for improving ICT service delivery

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における ICT セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ナウル国では、人口約1.2万人(2021年 世界銀行)の大洋州島嶼国においても小国となる島国であり、国内で自給可能な食糧産業もなく、主要な外貨収入源である鉱業(燐鉱石)がほぼ枯渇しつつあるなか、海外とのコネクションが非常に重要となっている。ナウルの通信環境としても、海底ケーブルの接続がなく、衛星回線を使用したインターネット接続が提供されているものの安定性や速度、また料金の観点から課題が残り、通信サービス向上のための基盤が十分ではない。

上記状況を踏まえ、日本、米国、オーストラリアが資金提供する東ミクロネシア海底ケーブルプロジェクト(EMCプロジェクト)により、コスラエ(ミクロネシア連邦)、ナウル、タラワ(キリバス共和国)に新規に海底ケーブルを敷設し、既設の海底ケーブル(HANTRU-1)に接続することで、より速く、より高品質で、より信頼性が高く安全なインターネット接続を可能とする事業が実施されている。当該共同事業実施に伴い、ナウルにおいては新たにナウルファイバーケーブルコーポレーション(以下、NFCC)が設立され、陸揚局の管理及び、通信事業者への回線サービスの販売等を行う予定としている。また、ナウルICT省においても国内の公的機関を接続する国内ファイバー網の敷設等を通じた、国内の公的機関間の通信環境の改善が予定されているものの、十分な知識・経験を有したスタッフがおらず、陸揚局の保守運用や情報通信基盤の整備・管理能力の向上、及び通信環境の拡大に伴うサイバーセキュリティ対策が同国の喫緊の課題となっている。

かかる背景等から、同国政府より、海底ケーブルの保守運用能力及びサイバーセキュリティを含むICT(情報通信技術)に関する能力向上を目的とした技術協力の要請が我が国に提出された。

(2) ICT セクター**に対する我が国及び** JICA **の協力方針等と**本事業の位置づけ、課題 別事業戦略における本事業の位置づけ

「対ナウル共和国 国別開発協力方針」(2019年4月)では「脆弱性の克服」

を重点項目として挙げており、基礎的インフラ整備・連結性の強化の支援を重点的に実施するとしていると共に、PALM10重点分野のうち、「技術と連結性」に位置づけられ、太平洋の連結性とサイバーセキュリティ能力向上にかかる協力の一環として、太平洋島嶼国地域におけるデジタル連結性の安全性、信頼性、及び利用可能性の向上に貢献するものである。また、JICAグローバル・アジェンダ「デジタル化の促進」(2022年)では、「情報通信環境・基盤の整備」を重点的な取組みとしており、本事業は同国における通信サービスの基盤の運用・保守能力向上に資するものであり、上記方針とも合致するものとなる。

また、本事業は通信の基礎的なインフラ管理に必要な能力構築を行うものであり、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。)のゴール9「産業と技術革新の基盤をつくろう」に貢献する。

(3) 他の援助機関の対応

ICT省に対するサイバーセキュリティに関する協力は、Oceania Cyber Security Center (OCSC)の支援によるセキュリティ成熟度評価 (CCMM: Cybersecurity Capacity Maturity Modelレビューのほか、International Telecommunication Union (ITU)によるCCMMの結果に基づいたサイバーセキュリティ戦略案の作成が実施されている。ITUはDX戦略作成にかかる支援も実施している。USAIDのDigital Connectivity and Cybersecurity Partnership (DCCP)は1年次においてサイバーセキュリティ研修を実施した。アジア開発銀行 (ADB) がICT省に対する能力構築支援を計画しているが、詳細は未定となっている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ナウルの海底ケーブルの保守・運用能力向上、公的機関及びコミュニティに対するICTサポート強化、サイバーセキュリティ能力強化を通じて、ナウルにおける公共ICTインフラの運営能力向上を図り、もって同国のICT環境の改善に寄与するもの。

- (2) プロジェクトサイト/対象地域名 ナウル全土(人口:1.2万人、面積;21.1平方Km)
- (3) 本プロジェクトの受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者:ICT省、及び NFCC

最終受益者:同国政府関係者、国民

(4) 事業実施期間 2024年12月~2026年12月(計24か月)

陸揚局の完工は2025年4月、海底ケーブル敷設(EMCプロジェクト)の完工は2025年10月を予定している。この海底ケーブル敷設の完工までに国内ケーブル網の設

定が完了することが望まれる。

(5) 事業実施体制

成果1に関しては陸揚げ局での保守運用の実務を担うNFCC、成果2及び成果3についてはナウル国内の公的機関向け通信網を管理するICT省をカウンターパートとして事業を実施する。

- (6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担
 - 1) 我が国の援助活動

経済社会開発計画(無償)による東部ミクロネシア海底ケーブル事業による海底ケーブルの敷設を実施(EMCプロジェクト)

2)他の開発協力機関等の援助活動

日・米・豪が推進するEMCプロジェクトを補完する事業となり、当該事業の 完了時期を踏まえた活動の実施を行う必要があるため、EMCプロジェクトの 取りまとめを行っているオーストラリアのプロジェクトコーディネーショ ンユニットに随時参考情報として情報提供を実施する。

- (7)環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
- 1)環境社会配慮
- ① カテゴリ分類:C
- ② カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」 (2022 年 1 月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
- 2) 横断的事項:特になし
- 3) ジェンダー分類: 【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」 <活動内容/分類理由 > 本事業は、ICT基盤の運用能力向上を目的とするため、ジェンダー主流化にかかる活動は想定されていないものの、男性参加者中心の研修としないよう、可能な範囲で女性スタッフの研修参加の推奨を実施する等、ジェンダー配慮について検討する。
- (8) その他特記事項 特になし

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標:ナウルの ICT 環境が改善する。

指標及び目標値:インターネット利用者数、公共ICTインフラ利用者

(2) プロジェクト目標:ナウルにおける公共 ICT インフラの管理能力が向上する。 指標及び目標値:陸揚げケーブル管理の理解度、国内光ファイバー網のカバー率

(3) 成果

成果1:海底ケーブルの保守運用能力が向上する。

成果2:公的機関・コミュニティに対するICT支援が改善する。

成果3:サイバーセキュリティ能力が向上する。

(4)活動

1-1 ネットワーク及びファイバーケーブル管理に関する技術的研修

- 1-2 事業運営に関するアドバイス
- 2-1 スキルギャップ評価
- 2-2 研修計画の立案
- 2-3 計画に沿った技術研修の実施
- 2-4 ナウル国内光ファイバー網設計への支援
- 2-5 国内ファイバーネットワーク導入のための研修
- 3-1 参加対象の研修及び研修員の選定
- 3-2 サイバーセキュリティ研修の実施

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

カウンターパートに適切な人材が配置されること。

- (2) 外部条件
 - 1) EMCプロジェクトが計画通りに完工すること。
 - 2) 新規海底ケーブルの運用スキームが計画通りに運用されること。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

インドネシア国情報セキュリティ能力向上プロジェクト(技術協力プロジェクト: 2014年7月~2017年1月)においては、各種国際会議等が頻繁に行われる関係で、C/Pが不在とし、プロジェクトの進捗に影響を及ぼすことあった。本事業においても、ナウル側の人員は極めて限定的であることを踏まえて、国際会議・イベント及び他の開発パートナーの研修の予定についても、前広にC/Pと確認を行い、C/Pの業務状況を踏まえて短期集中で活動を行う等、柔軟に活動が進められるようにプロジェクト計画への反映を検討する。

以上

共通留意事項

1. 必須項目

- (1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施
 - ➤ 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- ➤ 受注者は、オーナーシップの確立を充分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、 C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自ら がプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- ▶ 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、 上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- ➤ 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する(評価指標を含めた PDM(Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更に当たっては、受注者は案を作成し発注者に提案する)。
- ➤ 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う(R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等)。 なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ(案)及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

▶ 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に 資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその 成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広 く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ 工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域/国あるいは対象分野での関連事業(実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む)との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- ▶ 日本や国際的なリソース(政府機関、国際機関、民間等)との連携・巻き込み を検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

▶ プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠(エビデンス)に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

- □段階的な計画策定(計画フェーズ・本格実施フェーズ)
- ▶ 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。

第一段階 (計画フェーズ):

本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。

第二段階(本格実施フェーズ):

第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

□他の専門家との協働

- ▶ 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び/もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- ▶ 同専門家との役割分担は、第4条「2.本業務にかかる事項」を、同専門家の 活動内容は、別添「(参考)別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照 する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- ▶ 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

□施工時の工事安全対策に関する検討	(建設・	建築を伴うパイ	ロット	・事業等を	行う
場合)					

- ▶ パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建 設工事安全管理ガイダンス」に沿った工事安全管理を行う。
- ▶ 具体的には、建設工事入札時は応札者(コントラクター)から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書及びワーク・プランの作成/改定

- ▶ 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- ▶ なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会(JCC)等の開催支援

- ➤ 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会(Joint Coordinating Committee)もしくはそれに類する案件進捗・調整会議(以下、「JCC」)を設置する。JCC は、1年に1度以上の頻度で、(R/D のある場合は R/D に規定されるメンバー構成で)開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- ➤ 受注者は、相手国の議長(技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター)が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- ➤ 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限 の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営の ための打ち合わせを行う。
- ➤ 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で(1 年に 1 回以上とする)発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- ▶ 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指

標のモニタリング体制を整える。

▶ プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- ▶ 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- ▶ 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像(映像は必要に応じて)を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書/業務進捗報告書の作成

- ▶ 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- ▶ 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動 結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作 成し発注者に提出する。
- ▶ 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
 - 1)類似業務の経験

類似業務:情報通信に関する能力構築に係る業務経験

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (2)業務の実施方針等
 - 1)業務実施の基本方針
 - 2)業務実施の方法
 - * 1)及び2)を併せた記載分量は、12ページ以下としてください。
 - 3)作業計画
 - 4)要員計画
 - 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
 - 6) 現地業務に必要な資機材
 - 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
 - 8) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
 - 1)評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

- 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - ▶ 業務主任者/○○
- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。
 - 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、 及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者(業務主任者/〇〇)格付の目安(2 号)】

① 対象国及び類似地域:大洋州及び全途上国

② 語学能力: 英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を 評価します。

2. 業務実施上の条件

(1)業務工程

本件に係る業務工程は、2024年12月に開始し、24ヶ月後の2026年11月の終了を目処とする。

(2)業務量目途と業務従事者構成案

1)業務量の目途

約 7.67 人月

2) 渡航回数の目途 全10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等) への再委託を認めます。

- ▶ 活動 1-2 事業運営に関するアドバイス
- ▶ 活動 2-3 計画に沿った技術研修の実施

(4)配付資料/公開資料等

- 1)配付資料
- ▶ 討議議事録 (R/D)
- 2) 公開資料
- ▶ なし

(5)対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置(日本語⇔英語)	無

3	執務スペース	有
4	家具(机・椅子・棚等)	有
5	事務機器(コピー機等)	有
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィジー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2023 年 10 月(2024 年 7 月追記版))」(以下同じ)を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html)

(1)契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外と

しますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、 別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか 否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとしま す。

- ① 超過分が切り出し可能な場合: 超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合:当該業務を上限額の範囲内の提案内容と し、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

34,035,000円(税抜)

なお、定額計上分 22,200,000円(税抜)については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 (3) 別見積としている項目を含みません。 なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案 に関する経費

(4) 定額計上について

上述(2)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とす	該当箇所	金額	金額に含まれる	費用項目
	る経費		(税抜)	範囲	
1	成果1「活	第2章 特記仕様書	12, 200, 000円(う	研修の実施(研修	現地再委
	動 1-2 事	案	ち、研修実施費用の	員の旅費を含む)	託費、一
	業運営に	第3条 実施方針及	定額計上8,000,000		般業務費
	関するア	び留意事項	円、研修員の旅費		(セミナ
	ドバイス」	2. 本業務に係る実	(精算対象)		一等実施
	に係る経	施方針及び留意事	4, 200, 000円)		関連費)
	費	項(4)技術研修の			
		実施 2)			
2	成果2「活	第2章 特記仕様書	5, 000, 000円	研修の実施およ	現地再委
	動 2-3 計	案		び講師旅費(現地	託費
	画に沿っ	第3条 実施方針及		再委託費に含め	
	た技術研	び留意事項		る)	
	修の実施」	2. 本業務に係る実		※大洋州国で実	
	に係る経	施方針及び留意事		施することも可	
	費	項(4)技術研修の		能だが、その場合	
		実施 3)		は定額計上の金	
				額を上限として	
				実施することは	
				可能。	
3	国内ネッ	第2章 特記仕様書	5, 000, 000円	ネットワーク機	機材費
	トワーク	案		器一式	
	機器購入	第3条 実施方針及			
	に係る経	び留意事項			

費	2. 本業務に係る実		
	施方針及び留意事		
	項 (4)技術研修		
	の実施 5)及び(6)		
	機材購入の想定さ		
	れる内容		

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。 (千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。 払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更 手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7)機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争 参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙:プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配	点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)		
(1)類似業務の経験	(6)		
(2)業務実施上のバックアップ体制等	(4)		
ア)各種支援体制(本邦/現地)		3	
イ)ワークライフバランス認定		1	
2. 業務の実施方針等	(65)		
(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法	35		
(2)要員計画/作業計画等	30		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)		
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理 グループ/体 制	
1)業務主任者の経験・能力:業務主任者/〇〇	(25)	(10)	
ア)類似業務等の経験	12	5	
イ)業務主任者等としての経験	5	2	
ウ)語学力	5	2	
エ)その他学位、資格等	3	1	
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)	
ア)類似業務等の経験	_	5	
イ)業務主任者等としての経験	_	2	
ウ)語学力	_	2	
エ)その他学位、資格等	_	1	
3)業務管理体制	(-)	(5)	